



せみね監督署だより

ひと、くらし、
みらいのために

発行 瀬峰労働基準監督署 (所在地: 栗原市瀬峰下田50-8 電話: 0228-38-3131)

管内の労働災害は4.3%減と減少傾向が継続中

- ▶ 本号では、**全国安全週間と労働保険料の年度更新**についてお知らせします。
- ▶ 瀬峰署管内における休業4日以上**の労働災害発生状況等**についてお伝えします。
令和8年1～4月の瀬峰署管内の休業4以上の死傷者数は、下記のとおり前年同期比で2人減少、率にして4.3%と減少傾向が続いており、死亡災害も令和7年に続いて0件となっています。
業種別では、運輸交通業が前年同期比200%と大幅に増加しています。
- ▶ 令和8年7月1日から1週間、「**全国安全週間**」を実施します。今年度の**全国安全週間**のスローガンは、「**多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場**」となっています。令和8年6月1日から30日までの1か月間は**全国安全週間**の準備月間となっていますので、この準備月間や**安全週間**の間中は、各職場における巡視、スローガンの掲示、安全衛生に関する教育研修などを実施していただき、事業主、労働者ともに安全衛生に対する取組を一段と強化していただきますよう、お願いいたします。
- ▶ 令和8年度の労働保険料の年度更新の期間は**6月1日(月)～7月10日(金)**となっています。便利な電子申請、電子納付・口座振替のご利用をご検討ください。

瀬峰署管内の労働災害発生状況

令和8年5月8日現在

※休業4日以上(新型コロナウイルス感染症を除く)

業種別	令和7年		令和8年		前年同月増減			
	1～4月		1～4月		死傷		死亡	
	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	増減数	増減率	増減数	増減率
全産業	47		45		-2	-4.3%		
製造業	9		9					
鉱業								
建設業	10		11		1	10.0%		
運輸交通業	1		3		2	200.0%		
貨物取扱業								
農業	1				-1	-100.0%		
林業	2		2					
畜産・水産業	2		2					
商業	7		7					
金融・広告業	1				-1	-100.0%		
映画・演劇業								
通信業	2		1		-1	-50.0%		
教育・研究業								
保健衛生業	9		7		-2	-22.2%		
接客娯楽業			1		1			
清掃・と畜業			2		2			
官公署								
その他の事業	3				-3	-100.0%		

令和8年度 労働保険の年度更新

安心して働きたい！

令和8年度労働保険の年度更新期間について

令和8年度労働保険の年度更新期間は
6月1日(月)～7月10日(金)です。

※年度更新の申告書は、管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送、または「[電子申請](#)」でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することができます。

※申告・納付の手続きがお済みでない場合は、管轄の都道府県労働局までご相談ください。

年度更新期間終了後も、年度更新申告書の提出状況及び申告書の記載内容について、都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）の職員、または厚生労働省から委託を受けた民間業者（詳しくはページ下部を参照）からお問合せをさせていただくことがありますのでご了承ください。

7月8日(水)、9日(木)、10日(金)に瀬峰労働基準監督署内に年度更新のための臨時窓口を設ける予定ですが、混み合うことが予想されますので、**お早目の手続きをお願いします。**

令和8年度
申告と納付はお早めに
労働保険の年度更新
(労災保険・雇用保険)
6.1月～7.10金

●電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。
●電子納付・口座振替による納付が便利です。

厚生労働省年度更新お知らせページ [年度更新](#) [お知らせ](#) [検索](#)

労働保険の口座振替・電子申請

事業主・労働保険事務組合の皆さまへ

労働保険料は口座振替が便利です！

労働保険料および一般拠出金の納付には、**口座振替**が利用できます。

「口座振替による納付」のメリット

- 1 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- 2 納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、**延滞金を課される心配がありません。**
※口座振替の手続きを一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。
- 3 **手数料はかかりません。**
- 4 保険料の引き落としに最大約2カ月ゆとりができます。



保険料を延納（分割納付）している場合には、第1期、第2期、第3期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

	全期または第1期	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日(※)	1月31日(※)
	↓	↓	↓
口座振替による納付日(引き落とし日)	9月6日	11月14日	2月14日
	⇓	⇓	⇓
ゆとり日数	58日	14日	14日

※労働保険事務組合については、第2期、第3期の納期限がそれぞれ11月14日、2月14日であり、口座振替による納付日と同日となります。

労働保険の申請は、**カンタン・便利な電子申請**で!!

「e-Gov(イーガブ)」にアクセス!

これまでの書面手続きに比べて、**電子申請は簡単・便利!**

自宅やオフィス、社労士事務所から、インターネットを経由して、24時間いつでも申請や届出ができます。



いつでもどこでも手続き可能!

労働局や労働基準監督署の窓口に出向く必要はありません。窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにしながら申請や届出ができます。窓口の開設時間にとらわれず、24時間365日、いつでも手続きが可能です。

簡単・スピーディに申請!

大量の申請書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理できます。毎年提出する年度更新申告であれば、前年度の申請情報を取り込めるので、入力は変更と修正だけ!入力チェック機能や計算機能があるので、記入漏れや記入ミスも防げます。

ムダな時間やコストも削減!

申請・届出用紙の入手は不要!申請内容によっては複数の手続きをまとめて申請できるので、書類申請のための移動費・手数料・人件費などのコストを削減できます。GビズIDやマイナンバーカードを使うと、電子証明書の取得費用はかかりません。(労働保険関係手続(一部手続は除く)について、GビズIDを利用して手続することができます。また、マイナンバーカード等のICカード形式の電子証明書を利用する場合、ICカードリーダーライタは別途必要です。)

まずは、e-Govウェブサイトへアクセス!
<https://www.e-gov.go.jp/>

電子申請の事前準備をはじめましょう!

※電子申請についての利用案内が掲載されています。



「利用準備」からスタート!